

公示送達に関する改正法案の概要

令和4年3月
法務省民事局

1 民事訴訟手続のIT化に関する検討の経緯

令和2年2月21日 法制審議会への諮問、民事訴訟法（IT化関係）部会の設置

令和2年6月～ 民事訴訟法（IT化関係）部会において議論
令和4年1月

令和4年2月14日 要綱決定

令和4年3月8日 「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

2 公示送達に関する改正法案の概要

（現行法の内容）

公示送達は、必要な事項を裁判所の掲示場に掲示する方法によってする（現行民事訴訟法第111条）。

⇒ 当事者の利便を向上するとともに、公示送達を実質化する観点から、インターネットの利用を検討。

⇒ 一方で、インターネットを利用することができない者に配慮する観点から、これまでどおり、裁判所に赴けば確認することができる環境は必要。



（改正法案の内容）

公示送達は、以下の2つの措置の両方をとることによってする。

- ① 最高裁判所規則で定める方法（具体的には、ホームページへの掲載を想定）により必要な事項を公示する。
- ② 必要な事項を裁判所の掲示場に掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧することができるようにする。

※ 法制審議会においては、制度の導入に賛成しつつ、送達を受けるべき者のプライバシーに十分配慮する必要があるとの意見があった。

具体的には、インターネット上に掲載する情報を最小限のものにするべきであるとの意見があった。

⇒ 具体的な掲載内容等については、引き続き検討